

住民基本台帳ネットワークシステム
秋田県代表端末（県サーバ）賃貸借等 仕様書

令和7年7月

秋田県企画振興部市町村課

1 はじめに

(1) 契約の名称

住民基本台帳ネットワークシステム秋田県代表端末（県サーバ）賃貸借等（以下「本調達」という。）

(2) 本書の位置づけ

本仕様書に記載された要件は、原則として全て実現すべきものであるが、質問書による回答にて、秋田県企画振興部市町村課がこれを了承した場合は、その内容を仕様と読み替える。

2 調達の目的

本仕様書は、秋田県の住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ（以下「代表端末」という。）等機器の更新に伴う調達であり、使用する機器等（代表端末、ネットワーク機器等、プログラムプロダクト、マニュアルを含む）の調達、設定、移行作業及び保守作業を実施することで、システムの安定稼動を実現する。

3 調達の方法

(1) 調達方法について

新住民基本台帳ネットワークシステム（以下「新システム」という）の機器調達及び新システムへの移行・修正等に必要な作業を一括し、賃貸借で調達するとともに、賃貸借期間中の機器等保守についても本調達に含めるものとする。

(2) 賃貸借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

4 調達の範囲

新システムを稼動させるための一連の作業を実施するとともに、本調達で導入する機器等への切り替え後の機器保守を実施すること。

(1) 機器等更新作業

① 本仕様書及び「別紙1 機器等の仕様」に記載のハードウェア・ソフトウェアの調達を実施すること。（地方公共団体情報システム機構から配付される「都道府県機器整備概要」を参照すること。後日、落札者に県から提供予定。）

- ② 上記で調達した機器等の据付調整（設置、LAN配線、電源引き込み等）及び設定作業（ソフトのインストール・各種環境設定等）を実施すること。
- ③ 本調達で導入した機器等での稼動試験及び切り替えに関わる作業を実施すること。
- ④ 本調達で導入した機器等は、現行の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「現行システム」という。）から新システムへの切り替え移行期間（令和7年10月1日から令和7年11月30日）においては現行システムと連携して稼働するため、既存機器を含めた試験を実施すること。かかる費用についても本調達に含めること。
- ⑤ 機器等更新に関わる一切の作業を含むこと。
- ⑥ 詳細な仕様は「別紙2 機器等更新作業の仕様」を十分確認のうえ実施すること。

（2）移行作業

- ① 本県が提供する「移行ツール」の組み込み、移行対象データの確認、データ抽出、媒体への保存、集約サーバへの登録前後における支援等、データ移行に係る一切の作業を調達者の負担において実施すること。
- ② 現行システムやログファイルのバックアップ等の作業の安全の確保に必要な作業等、新システム移行に係る一切の作業を実施すること。
- ③ 本調達で導入した機器等での稼動試験及び切り替えに関わる作業を実施すること。
- ④ 本調達において、新システムを令和7年12月1日から稼働させるため、現行システムとの移行期間（令和7年10月1日から令和7年11月30日）中に既存機器への設定変更作業及び切り替え時の立会い等が必要な場合、現行システム構築事業者と連携し、安定稼動に必要な措置を実施すること。かかる費用については、本調達に含めること。
- ⑤ 詳細な仕様は、「別紙3 システム移行作業の仕様」を十分確認のうえ実施すること。

（3）ハードウェア・ソフトウェア保守

本調達で導入した機器等（ハードウェア・ソフトウェア）について詳細な保守仕様は、「別紙4 保守等の仕様」を十分確認のうえ実施すること。

- ① 代表端末、ネットワーク機器等保守期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
- ② 保守・ライセンス経費も含むこと。

（4）その他

保守運用に必要な消耗品及び機器に付属する消耗品・備品についても本調達に含めること。

5 積算要件

- (1) 「4 調達範囲」に明示している一切の費用を含む総額を入札金額とし、システム稼動に必要な物品及び作業については、本仕様書の記載に関わらず、調達者の負担において提供すること。

(2) 積算前提

- ① 契約期間を5年とし、賃借費用を月額として積算すること。
- ② 保守費用は月額とし、賃借費用と合わせて入札金額に含めること。ただし、無償保証期間がある場合これを考慮し、積算すること。
- ③ 機器設置、設定作業、保守及び障害回復等に関する一切の経費を賃借費用に含めること。
- ④ 現行システム構築事業者との調整、地方公共団体情報システム機構との調整に関する一切の経費を賃借費用に含めること。
- ⑤ システム移行に当たって、現行機器の設定変更及び移設が必要な場合、現行システム構築事業者から見積を取り、賃借費用に含めること。

(現行システム構築事業者連絡先)

日本電気株式会社 東北支社 TEL : 022-267-8760

(現行機器リース契約連絡先)

NECキャピタルソリューション株式会社 東北支店 TEL : 022-265-0807

6 機器等の設置条件

- (1) 稼働中の現行システムとの移行期間（令和7年10月1日から令和7年11月30日）においては、本調達で導入した機器等は既存機器と連携して稼動するため、設置レイアウトに注意すること。

- (2) 賃貸借開始日前日までに本県が指定した設置場所に使用可能な状態で設置すること。

7 機器等の仕様及び作業条件

(1) 機器等の仕様に関する条件

- ① 機器等の構成及び仕様は「別紙1 機器等の仕様」のとおりとする。
- ② 機器等は、記載している仕様を満たし本県情報通信ネットワーク上で問題なく動作する機能、性能を有していること。

なお、「別紙1 機器等の仕様」に記載されている各機器等の仕様は、特に表記する場合

を除き、当該装置一台あたりの要求数を記載している。

- ③ 機器等の機種及びバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種及び最新のバージョンのものを導入すること。
- ④ ソフトウェアについては、メディア（媒体）、ライセンスも含めること。ライセンス数については、ソフトウェア利用条件に抵触しないものとする。
- ⑤ 環境負荷、省エネに考慮した製品を導入すること。
- ⑥ 契約終了日までにサポートが終了しない機器等を選定すること。

（２）作業に関する条件

- ① 機器等更新作業については、本県担当者の指示に従い無理のないスケジュールにて実施すること。なお、スケジュールに関しては「別紙７ スケジュール（案）」を参照すること。
- ② 現行システムについては、本県及び現行システム構築事業者が運用しているため、機器等更新作業において切り替え時に現行システム構築事業者の立会いを実施し、本稼動に万全を期すこと。また、保守作業に移行する場合についても、現行システム構築事業者との引継ぎを実施すること。

上記、現行システム構築事業者の立会い・引継ぎの費用及び現行システム構築事業者への作業依頼に関わる費用については、本調達に含めること。

- ③ 各作業に関わる責任者及び担当者については、事前に書面にて報告すること。
- ④ 本調達に定める作業内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ⑤ システム移行およびデータ移行において、現行システム構築事業者の支援が必要な場合の費用については、本調達に含めること。
- ⑥ 本業務の範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムの動作を保障すること。
- ⑦ 作業期間中、本県と調達者は進捗会議（随時）を開催すること。開催日程・参加者等については、別途協議の上取り決めること。
- ⑧ 作業期間中に発生した機器等の障害については調達者が対応し、費用についても、本調達に含めること。

（３）作業要件

- ① 賃貸借開始日前日まで、適切な技術者（ＳＥ）による支援作業及びサポートを実施すること。また、都道府県住民基本台帳ネットワークシステムに精通した要員を配置し、その職及び氏名並びに国、又は地方公共団体の調達に係るシステムの構築に係る主な経歴を記載した書面を契約後すみやかに提出すること。

- ② 一元的なサポート窓口を開設し、本県へ明示すること。
- ③ 「別紙5 セキュリティの仕様」を十分確認し、作業にあたること。

(4) その他

本調達終了後の機器撤去作業に関し、調達者は蓄積されたデータの消去、設置場所からの解体、取り外し、荷造り、廃棄物処理を実施すること。

なお、データ消去については、消去方法を本県と協議し決定するとともにデータ消去証明書を発行すること。かかる費用については、本調達に含めること。

8 納入に関する条件

(1) 納入要件

- ① 契約締結日から賃貸借開始日までに、システムの移行を実施し、本県立会いのもと動作確認を行い引き渡すこと。
- ② 必要な設計書、試験報告書等を賃貸借開始日前日までに納品すること。
- ③ 機器更新作業終了後、本県による検査を実施することとする。なお、随時の確認・報告を妨げるものではない。
- ④ 検査に要する経費及び要員等の経費については、本調達に含むものとする。
- ⑤ 検査に合格したときに引渡しが完了したものとする。

9 機密保持及び再委託等

(1) 機密保持

調達者は、いかなる場合においても本調達中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託

- ① 調達者は、本調達の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ② 承諾された場合であっても、調達者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

10 その他

(1) 情報の管理

本調達の遂行にあたっての情報管理について、次の点に留意すること。

- ① 本調達に関わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- ② 本調達に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とすること。

(2) 施行管理に関する要件

- ① 本県は、業務の実施状況、機密情報の管理及び保管状況等について、業務を実施する場所等に立ち入り、定期又は随時にシステム監査を行うことができるものとする。
- ② 調達者は、システム監査の実施に必要な協力を無償で行うこと。

(3) データ等の引継

- ① 本調達の契約が終了した際には、蓄積されたドキュメント、データ、プログラム等を汎用性のある形で本県に引継ぐこと。なお、後継機器が決定している場合には、その機器への移行、移植が行える形で引継ぐこと。
- ② システムの保守運用等を引継ぐ者に対して業務内容（システム保守作業等）の完全な引継ぎを行い、業務終了後の運用が滞らないようにすること。

(4) 遵守すべき主な法令等

調達者は、本件について、本仕様書、関係する本県の条例及び規則等を熟知し、本県の指示に従い、誠実にこれを履行するものとする。

【別紙一覧】

- 別紙 1 機器等の仕様
- 別紙 2 機器等更新作業の仕様
- 別紙 3 システム移行作業の仕様
- 別紙 4 保守等の仕様
- 別紙 5 セキュリティの仕様
- 別紙 6 機器構成概念図
- 別紙 7 スケジュール（案）
- 別紙 8 V P Nルータ設置場所

別紙1 機器等の仕様

各機器の仕様は、次のとおりとし、同等以上の性能を有すること。

(1) 代表端末 1台

(ハードウェア)

項	要件	仕様
1	形状	・EIA基準準拠19インチ ラックマウント型
2	CPU	・Xeonプロセッサ（2.00GHz以上かつ1CPU当たりのコア数が2以上）×1 または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ（1CPU当たりのコア数が2以上）×1 ・CPUは64ビットバージョン（x64対応、またはこれに相当するアーキテクチャ）の製品とすること
3	メモリ	・4GB以上
4	ローカルディスク	・実効容量200GB以上を2個搭載（Cドライブ：200GB、Dドライブ：200GB）
5	ネットワーク	・1000BASE-Tまたは、1000BASE-TX対応 ・必要なポート数：2口
6	外部記憶装置	・DVD-RAM×1（本体に内蔵） ・バックアップ用の外付けハードディスク（1TB以上）を2個以上搭載
7	インタフェース	・照合情報読取装置×1を接続できること ・USB2.0準拠のインタフェースを2つ以上搭載
8	ディスプレイ	・1280×1024ドットの表示が可能なこと ・High Color（65,536色）以上の表示が可能なこと
9	キーボード	・OADG準拠日本語109キーボード
10	マウス	・PS/2マウスまたはUSBマウス
11	照合情報読取装置	・地方公共団体情報システム機構の指定製品（富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置(ガイド有)[FAT13FPJL1]）
12	無停電電源装置	・接続する機器の電力容量に合わせたもの ・電源制御用ソフトウェアと連携しスケジュール運転／自動電源制御が可能なもの
13	その他	・構成を実装する上で必要なアダプタ類／ケーブル類／電源コード等をすべて含むこと ・PC/AT互換機

(ソフトウェア)

項	要件	仕様
1	OS	・Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition ・代表端末にアクセスする16台分のクライアントアクセスライセンスを含むこと
2	バックアップソフト	・バックアップ装置と連携しバックアップが可能なこと
3	無停電電源制御	・無停電電源装置と連携して電源制御／スケジュール運転が可能なこと
4	照合情報読取装置制御	・地方公共団体情報システム機構の指定製品（富士通(株)製 生体認証ミドルウェア[A28792SM])

※すべてのソフトウェアがOS上で問題なく動作すること。

※本仕様を実現するために必要なソフトウェアをすべて含むこと（各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）。

※地方公共団体情報システム機構から配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること。

※OSのパッチ情報については地方公共団体情報システム機構より改めて通知を行う。

(2) 無停電電源装置 2台

(ハードウェア)

項	要件	仕様
1	形状	・ラックマウント型
2	性能及び台数	・瞬電及び3分以上の停電時に代表端末（サーバ）を安全にシャットダウンさせることが可能な容量及び台数を確保すること ・2台（代表端末用1台、ネットワーク機器用1台）
3	その他	・電源制御用ソフトウェアと連携しスケジュール運転／自動電源制御が可能なもの ・契約期間中のバッテリー交換を含むこと

(3) ネットワークプリンタ 1台

(ハードウェア)

項	要件	仕様
1	出力用紙サイズ	・ A4片面
2	解像度	・ 600dpi以上 ・ モノクロ
3	最大印字速度	・ A4片面28枚／分以上
4	用紙カセット	・ 1以上
5	ページ縮小機能	・ 「A3→A4」の縮小が可能なこと
6	その他	・ LAN接続インタフェースを装備していること ・ プリンタドライバがWindows Server 2022に対応していること

(4) 照合情報読取装置 1台

地方公共団体情報システム機構の指定製品（富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置（V3）（ガイド有）[FAT13FPJL1]）とすること。

※USBインタフェースケーブルはパソコンのUSBポートへ直接接続すること。

(5) 集約ネットワーク接続用ルータ 2台

(ハードウェア)

項	要件	仕様
1	形状	・ EIA基準準拠19インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	・ 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応 ・ 接続予定機器を収納可能な以下のポート数を有すること 回線終端装置用：1口 集約ネットワーク接続用ハブ用：1口 コンソール用：1口 ・ 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	・ AC100V（50/60Hz）
4	冗長化プロトコル	・ VRRP（またはHSRP）を利用し、仮想IP（VIP）を設定することができること ・ BGP-4、OSPFやIP SLA 等を用いてトラフィックのモニタリングやHello

		パケット等でWAN側の障害の検知をする機能を有すること
5	ルーティング	・ IPアドレスをベースにフィルタリングを行うことができること
6	帯域制御	・ QoSやShaping等を用いてIPアドレスやポート番号によって帯域制御することができること（QoSは4段階の設定ができること（クラス1～4））
7	アドレス変換	・ 都道府県庁内のネットワークに対して静的NATを設定できること
8	その他	・ SNMPv2、TRAPの機能を有すること ・ SSHを利用して機器のアクセスすることができること ・ 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること ・ IPsec等を用いて暗号化通信ができること

※集約ネットワーク接続用ルータは、アクティブ-スタンバイ構成とすること。

（６）集約ネットワーク接続用ハブ ２台

（ハードウェア）

項	要件	仕様
1	形状	・ EIA基準準拠19インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	・ 1000BASE-Tまたは、100BASE-TX対応 ・ 接続予定機器を収納可能な以下のポート数を有すること 集約ネットワーク接続用ルータ用 シングル構成時：2口／二重化構成時：1口 都道府県庁内のネットワーク用：1口 コンソール用：1口 接続用ハブを相互接続用（二重化構成時）：2口 ・ 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	・ AC100V（50/60Hz）
4	VLAN機能	・ VLANを2種類以上設定する機能を有すること
5	その他	・ SNMPv2、TRAPの機能を有すること ・ SSHを利用して機器へアクセスすることができること ・ 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること ・ 集約ネットワーク接続用ルータ（現用）と集約ネットワーク接続用ルータ（予備）間のブロードキャストの通信ができること

※集約ネットワーク接続用ハブの構成を二重化構成とする際は、パケットのループガードを考慮しスパニングツリー機能を有する機器を選定すること。

(7) スイッチングハブ (代表端末用2台、庁内住基用2台) 4台

(ハードウェア)

項	要件	仕様
1	形状	・EIA基準準拠19インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	・1000BASE-Tまたは、100BASE-TX対応 ・8口以上ポート数を有すること ・不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	・AC100V (50/60Hz)
4	VLAN機能	・VLANを2種類以上設定する機能を有すること
5	その他	・インテリジェント型であること ・SNMPv2、TRAPの機能を有すること ・スパンニングツリー機能を有すること

(8) VPNルータ 15台

(ハードウェア)

項	要件	仕様
1	形状	・1台はEIA基準準拠19インチラックに取り付けできること ・14台はマグネットによる接続ができること
2	ネットワーク	・10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応 ・5口以上ポート数を有すること ・不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	・AC100V (50/60Hz)
4	VPN機能	・IP-Secを用いて暗号化通信ができること ・AES192, 256に対応していること ・認証アルゴリズムのSHA-2に対応していること ・対地数は128以上(IPv4 over IPv4)が可能なこと ・IP-Secにおける暗号・認証処理、秘密鍵生成処理をハードウェアで実現していること
5	ルーティング	・IPアドレスをベースにフィルタリングを行うことができること
6	保管	・VPNルータが最大で2個収容可能な鍵付きのセキュリティボックスを14個用意し、マグネット等を使用して固定して収容すること
7	その他	・SNMPv2、TRAPの機能を有すること

		・ファンレス設計であること ・最大1.2Gbps以上のIPv4転送性能を有すること
--	--	--

(9) 業務ログ解析ツール用遠隔操作ソフト

(ソフトウェア)

項	要件	仕様
1	機能	・住基ネット業務アプリケーションから出力される「検索用業務アクセスログ」「業務操作ログ」「一括提供結果ファイル」をシステム管理者が簡単な操作で取得できるツールを提供すること 【コード変換】 ・代表端末（サーバ）に転送したアクセスログファイルをUTF8コード形式からSHIFT-JISコード形式に変換できること 【ログ保存】 ・代表端末のディスク上に上記変換を行ったファイル（SHIFT-JISコード形式）を保存できること ・上記ファイルを外部記憶装置に保存できること ・上記ファイルを特定の業務端末に保存できること ・代表端末に保存された不要ログを削除できること 【ログ検索】 ・特定の業務端末から上記ログ等の検索が実施できること
2	その他	・機能実現に必要なソフトウェアをすべて含めること ・上記ログの仕様については、地方公共団体情報システム機構が示す外部インターフェ이스の仕様に準拠し、動作確認されたものであること ・ログ取得からログ（検索用）作成までの一連の操作を極力自動化すること ・ログ集計により、業務端末に接続された操作者用情報毎の検索件数及び住基ネット利用所属毎の検索件数を表示し一覧表として印刷できること

別紙２ 機器等更新作業の仕様

１ 作業の内容

作業を行うに当たっては、本県の指示に基づき作業を実施すること。

２ 機器等設置作業

- (１) 機器等の導入にあたり、本県設置の分電盤以降の作業（ブレーカーへの接続・電源ケーブルの敷設・機器用コンセントの設置・機器等への接続等）は調達者が実施すること。分電盤からの調達機器間の電源供給のために必要な費用は、本調達に含むものとする。作業に当たっては、事前に電気容量計算書を提出し、本県の承認を得た上で、適切に実施すること。
- (２) 機器等は、本県が指定した場所に納入すること。システム稼動に影響を与えないよう注意して納入すること。
- (３) ケーブル配線については、十分な余長を持たせること。
- (４) 機器等の搬入・組み立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (５) 設置について不明な点が生じた場合、本県と調達者にて協議するものとし、対応について指示を受けること。
- (６) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、調達者の責任において実施すること。
- (７) 他システムと調整する事項が発生した場合は、調達者は協力して調整を図ること。

３ 機器等設定作業

本調達は、機器等の供給のみならず、ソフトウェア及びシステムの移行、設定等のＳＥ作業が必要である。作業にあたっては、本県の指示のもと迅速な対応を行うこと。なお、既存機器に設定変更が必要な場合、現行システム構築事業者と調整し対応すること。また、システムを運用するためのソフトウェア等について、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

(1) 機器等設定作業内容及び確認事項

- ① サーバ機器等のBIOS設定
- ② ハードディスクのパーティション分割
- ③ OS・ソフトウェア等のインストール及び必要なパラメータの設定及びパッチ適用、動作確認、総合試験の実施
- ④ バックアップ環境の適用
- ⑤ 各機器等におけるネットワーク接続、疎通の確認
- ⑥ システム運用設計を行い、本県の承認を得ること
- ⑦ ネットワークについては、他システムのネットワークと論理的に分割すること
- ⑧ システム稼動に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること
- ⑨ その他
 - (ア) ライセンス登録等が必要なものについては、本県担当者の指示に従い登録申請を実施すること。
 - (イ) システム稼動期間までに機器等設定作業を完了すること。

(2) 提出すべき書類

システム毎に、次の書類（紙媒体 1部 電子媒体 1部）を提出すること

- ・機器等設定書 1式
- ・システム設計書 1式
- ・試験報告書 1式
- ・運用マニュアル 1式
- ・機器等添付のマニュアル 1式
- ・ラック搭載図 1式
- ・調達機器等の「シリアル番号」「プロダクトID」「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、EXCELファイルで提出すること。

(3) 特記事項

- ① 新旧機器切替日までの間に発生した機器等の障害については、本県として引渡しを受けていないため、調達者側で対応すること。また、掛かる経費についても本調達に含むものとする。
- ② 新旧機器切替日までの消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

別紙3 システム移行作業の仕様

1 作業の目的

本県で稼動している住民基本台帳ネットワークシステムが、本調達で導入される機器等で、正常に稼動するよう移行・調整を実施する。

2 システム移行

(1) 移行方針

地方公共団体情報システム機構の移行方針に沿って確実に移行を実施すること。

本調達は、現行システムと連携して稼動するため、現行システム構築業者と連携し十分な評価を実施することで安全な移行を実現すること。

(2) システム移行

① システム構築

地方公共団体情報システム機構が定めた「構築手引書」に基づき、各機器等を設定すること。

(必要に応じて地方公共団体情報システム機構配付の移行ツール等を利用すること)

新システムにおいて、既存機器の設定情報を引き継ぐため、現行システムについて十分に理解した上で作業すること。

② 動作確認

調達機器等及び地方公共団体情報システム機構より配付されるソフトウェアを適切に設定し、動作確認を実施すること。

正常系のみでなく、異常系についても確認すること。

③ 総合試験（リハーサル等を含む）

試験項目については、事前に本県担当者と合意の上で実施すること。

地方公共団体情報システム機構設置機器との接続確認を実施すること。

④ 切り替え時の立会い

切り替え時には、構築を担当した技術者（S E）が立会い動作確認を実施するとともに、不具合が発生した場合、速やかに対応できる体制を維持すること。

切替日翌稼働日の稼動立会いを実施すること。

(3) プリンタの調整

プリンタについては、必要書類が特段の設定がない状態で使用できるよう調整し代表端末とともに設置すること。

(4) 職員支援

本県担当者に運用に必要な教育を実施すること。また、引渡し完了までの間に地方公共団体情報システム機構及び現行システム構築事業者との調整に関する資料作成等についても支援すること。

(5) 技術者要件

本作業に係る技術者（ＳＥ）は、住民基本台帳ネットワークシステムの構築及び保守運用の経験を有する者を配置すること。

3 作業場所

(1) 作業場所等

- ① 作業場所は、基本的に調達者側で準備すること
- ② 移行作業において、県庁舎内でなければ困難な作業である場合は、本県が用意する作業場所で作業を実施すること。
- ③ 本県が用意する場合、調達者は事前に申し出ること。

別紙4 保守等の仕様

1 保守の要件

(1) 保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、本調達で導入した機器の保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、地方公共団体情報システム機構との円滑な協力体制を実現すること。

(2) 保守要件

以下の作業を調達者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示すように内容は必須条件であり、これ以外の内容についても県の業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

① 基本要件

(ア) 障害時の連絡対応、問診窓口を一本化すること。

(イ) 障害切り分け作業

他のシステム構築関係業者に障害が起因する場合には、必要に応じ、当該業者への連絡を行うこと。

(ウ) 県の連絡後、おおむね1時間以内に設置場所に到達できること。

(エ) 原則として障害時の即時対応ができる体制であること。

(オ) 即時での保守対応が困難な部品がある場合には、あらかじめ県に明示すること。

② 定期保守、障害時保守共通事項

(ア) 保守対応

「別紙1 機器等の仕様」記載の機器 一式（ソフトウェアを含む。）

(イ) 作業時間

a 定期保守は、県と協議の上決定すること。

b 障害時保守は、通常運用時間（月曜日～金曜日 8:30～17:30）を原則とする。ただし、障害の内容に応じ県が必要と判断した場合は、上記時間以外でも対応を行うこと。

(ウ) 保守部品の準備

保守作業に使用する交換用部品等が必要となった場合、速やかに入手できる手段、経路を確保しておくこと。

(エ) 保守方法

原則としてオンサイトの保守を行うこと。

(オ) 費用負担

特段の定めがあるものを除き、保守に要する経費（部品の購入費等）は、県と協議の上決定する。

③ 定期保守等

(ア) 作業内容（代表端末のみ）

- a 機器動作テスト（機器各部の正常動作を確認すること）
- b ソフトウェア動作確認
- c 清掃
- d 各部調整
- e その他、機器等を正常な状態に保つために必要な作業
- f 県の指示に基づき、利用していない又は不正に接続されたLANケーブルの撤去など物理的なセキュリティの対応を行うこと。
- g 定期点検マニュアル等、定期点検に必要な書類に相違がある場合は修正を行うこと。

(イ) 障害予防

定期保守作業により、障害部位が発見された場合や障害発生の可能性のある状態を確認できた場合は、予防保守として当該部位の部品交換等、必要な措置をとること。

(ウ) 保守周期（代表端末のみ）

- a 1回以上／12か月
- b 時期、回数については県と協議すること。また、作業結果について、県へ報告すること。

④ 障害時保守

(ア) 作業内容

- a 障害箇所の特定（ハードウェア／ソフトウェア）及び原因除去のための適切な対処
- b 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア／ソフトウェア）
- c 各部調整
- d 県の職員等の取り扱いに起因する障害の場合、予防のための指導・助言

(イ) 障害回復

- a 県の作業指示後、設置場所への到着はおおむね1時間以内とする。
- b 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に長時間(概ね6時間以上)を要する場合は、県に連絡し指示を仰ぐこと。
- c 原則として、障害連絡を行った場合は、翌稼働日の業務開始時間（午前8時30分）までに復旧を行うこと。

(ウ) 完了報告

保守担当部門は、障害時保守における作業が完了した場合、その都度、県に完了報告書を提出すること。

別紙5 セキュリティの仕様

1 目的

本セキュリティ要件は、本調達を受託した者（以下「調達者」という。）が情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等について定めることを目的とする。

2 情報資産

情報資産とは、本調達を行うにあたって、本県より提示された情報（紙媒体、磁気媒体、ハードウェアに記録されているデータ等）及び本県より提示された情報をもとに調達者が加工した情報のうち個人情報、内部機密情報及び本県が重要と判断したものをいう。

3 セキュリティ要件

調達者は、本調達に際して、情報資産を、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、盗難、故障等の脅威から守るため、以下のセキュリティ要件を遵守することとする。

なお、本セキュリティ要件に記載のない事項で、本県が必要と認めた事項については、調達者と協議のうえ決定することとする。

（1）人的セキュリティ要件

- ① 調達者は、予め、相応の知識、技術及び経験を有する者を選抜し、情報セキュリティに関する責任者（以下「責任者」という。）を決定し、本県に報告しなければならない。

また、本調達に従事する者（下請けとして受託する事業者も含む。）（以下「従事者」という。）についても、その氏名、所属、連絡先、従事場所等を明記した一覧表を作成し、本県に提示しなければならない。

なお、責任者及び従事者の変更が発生する場合には、その都度、報告するとともに、従事者一覧については最新のものを再提出しなければならない。

- ② 責任者は、従事者に対して、情報セキュリティを確保するうえで必要な指導、教育を行い、適切にセキュリティ従事者を管理すること。
- ③ 従事者は、個人情報保護など最新の情報セキュリティに関する知識及び技術を得るよう努力するものとする。
- ④ 責任者及び従事者は、本調達にあたり、問題が発生していないかについて常に確認を行い、機器の異常、情報資産の紛失・流出、不正アクセス及びコンピュータウィルス等の問題が発生

した場合には速やかに本県に報告するとともに、問題が拡大するのを防ぐための対策を講じなければならない。

- ⑤ 責任者及び従事者は、常に身分を証明できるものを携帯及び掲示し、求めがあった場合にはこれを提示、明示しなければならない。
- ⑥ 責任者及び従事者は、本調達の従事中及び異動、退職等により業務を離れた場合でも、知り得た情報を秘匿しなければならない。
- ⑦ 不特定の来訪者、業者等に重要な情報資産を見られることが無いようにしなければならない。
- ⑧ 作業を行ううえで調達者が準備、使用する端末等の機器は、全て調達者が所有する機器とし、個人が所有する機器は使用してはならない。

また、当該機器については、情報漏洩等のセキュリティ上問題のあると考えられるソフト（Winny、Share等のファイル共有ソフト等）がインストールされていないことを予め確認するとともに、作業中においてもインストールしてはならない。

（２）物理的セキュリティ要件

- ① 情報資産及び情報資産をもとに加工した情報は、適切に保管しなければならない。
- ② 本県の許可を得ず、情報資産を執務室外に持ち出してはならない。外部の場所に持ち出す情報資産については、運搬方法、利用場所及び利用方法・用途を明確にし、管理簿を設け適切に管理し、使用後は必ず返戻し本県の確認を得なければならない。

なお、外部に持ち出した情報資産について、持ち出し後さらに、移転を行う場合には速やかに報告を行い承認を得ること。

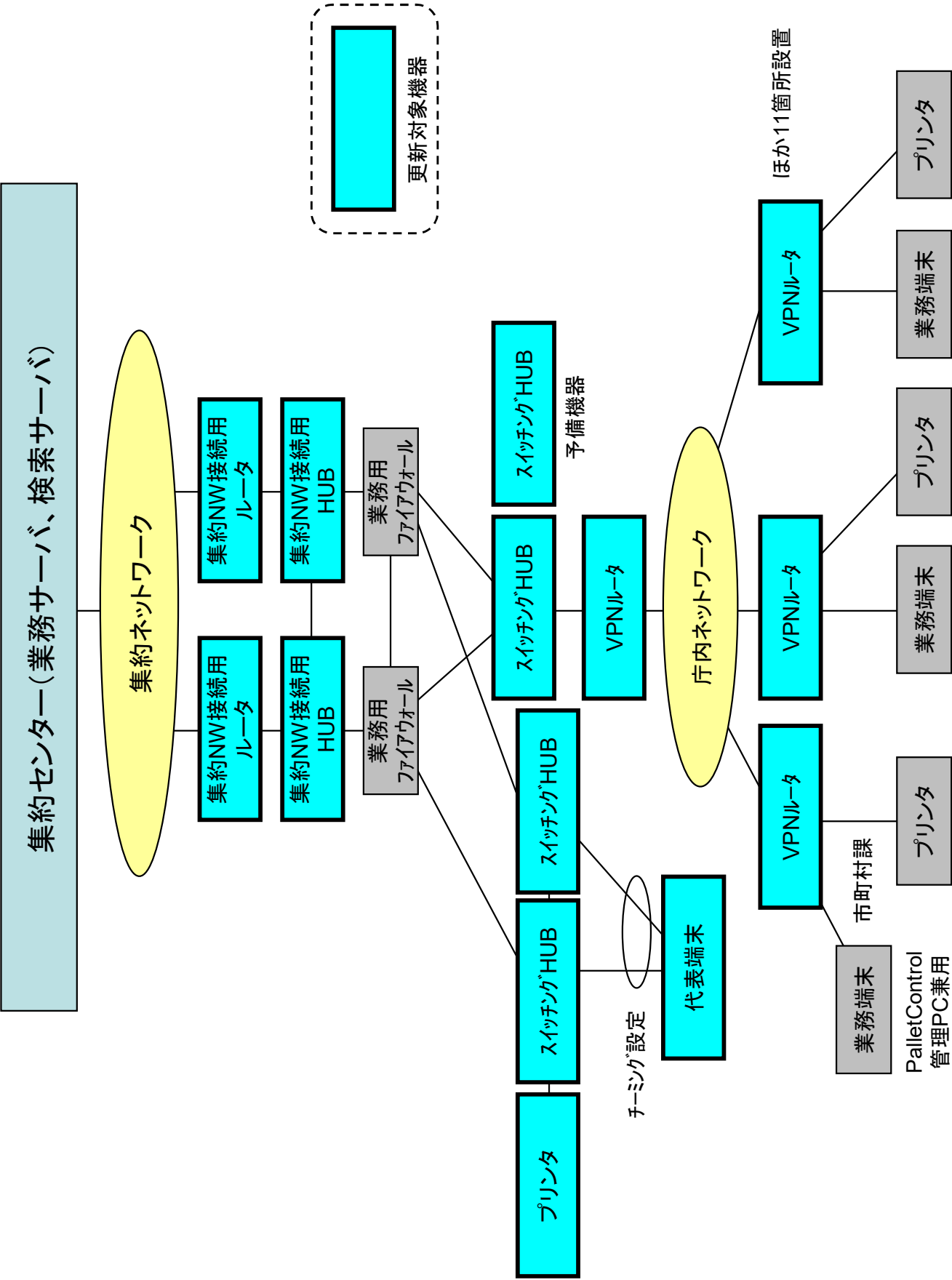
- ③ 情報資産が記録されている端末等の機器は、盗難防止対策のため、適切な措置を施すものとする。
- ④ 重要な情報資産は、本県の許可なく複写、複製してはならない。
- ⑤ 情報資産が不要となった場合は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄しなければならない。重要な情報資産の廃棄は、本県の許可を得ることとし、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。

（３）技術的セキュリティ要件

- ① 端末等の機器からアクセス権限のない者に情報資産を使用されること又は許可なく電子データを閲覧されることがないように、ＩＤやパスワード等による適切な措置を施すものとする。

(4) 運用におけるセキュリティ要件

- ① 調達者は、本県によるセキュリティ要件の遵守についての書面及び実地によるセキュリティ監査に全面的に協力すること。



別紙7 スケジュール（案）

作業内容	令和7年度									令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～11月
契約			●											
機器手配			↑											
設定作業				↑		↑								
移行等					↑	↑								
機器等更新作業						●								
操作説明						↑								
新システム稼動							●							
新システム稼動確認期間							↑							
機器等の保守														
令和12年11月30日まで														

別紙8 VPNルータ設置場所

VPNルータは、以下の場所に各1台設置する。

名称	住所
秋田県庁第二庁舎5階情報処理室	秋田市山王三丁目1番1号
企画振興部市町村課	秋田市山王四丁目1番1号
生活環境部県民生活課旅券チーム	秋田市山王四丁目1番1号
総合県税事務所課税部	秋田市山王四丁目1番2号
鹿角地域振興局総務企画部地域企画課	鹿角市花輪字六月田1番地
北秋田地域振興局総務企画部地域企画課	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1
総合県税事務所北秋田支所	大館市片山町三丁目14番5号
北秋田地域振興局大館福祉環境部	大館市十二所字平内新田237番地の1
山本地域振興局総務企画部地域企画課	能代市御指南町1番10号
秋田地域振興局福祉環境部	潟上市昭和乱橋字古開172番地の1
由利地域振興局総務企画部地域企画課	由利本荘市字水林366番地
仙北地域振興局総務企画部地域企画課	大仙市大曲上栄町13番62号
平鹿地域振興局総務企画部地域企画課	横手市旭川一丁目3番41号
雄勝地域振興局総務企画部地域企画課	湯沢市千石町二丁目1番10号
子ども・女性・障害者相談センター	秋田市手形住吉町3番6号

合計 VPNルータ 15台